

令和7年度 第3回 米子市廃棄物減量等推進審議会概要

1 日時 令和7年8月26日(火) 14:00～15:15

2 場所 米子市クリーンセンター 3階 301会議室

3 出席者

(1) 委員 (敬称略、順不同)

飯塚舜介(会長)、E和郎、A雅彦、C眞、矢末誠、Bみつ、F正一

宇田川和花菜、D恵美、田部美穂

(欠席：、尾崎米厚、伊澤耕二、柴田真由美、川上眞由美)

(2) 事務局

ア 市民生活部クリーン推進課 高浦課長、池口課長補佐、荒木係長、清水主任

イ 上下水道局経営企画課下水道企画室 折戸室長、船越主任

4 傍聴者 0名

5 議事概要

(1) し尿処理手数料の改定について

～事務局説明(資料1-1)～

【A委員】

付帯意見について、一つ目は、「期間を空けることなく、適時適切に手数料を見直しされたい。」とあるが、「期間を空けることなく」というのは、あえて強調するために書かれていると推測されるが、この文言は無くてもよいのではないか。

二つ目は、「市民に対するサービスの向上について指導を徹底されたい。」とあるが、「指導」という言葉が本当に適当なのかと思った。また、「あわせて、本市のし尿収集運搬業務が地区割り制であることを踏まえ、市民に対するサービスの向上について指導を徹底されたい。」は、無くてもよいのではないか。

【事務局】

一つ目は、適時適切に手数料を見直すということは、期間を空ける空けないではなくて、適宜適切にということであるので、指摘どおり、この文言を削除する。

二つ目は、本市が収集業者の許認可業務を持っており、料金も上がるなか、本市としても市民サービスが低下しないように考えているので、このままとしたい。

【会長】

先般、新聞報道によると、最低賃金が鳥取は大幅に上がり(6%、7%)、全国でもトップクラスの上がり幅だった。いろいろな社会状況の変化に応じて、適時見直すということで、よろしくお願ひしたい。

この案をもって、答申とするので了承いただきたい。(異議なし)

(2) 米子市一般廃棄物処理基本計画の改定について

～事務局説明(資料2-1)～

【B委員】

農業集落排水とは何かを説明していただきたい。

【事務局】

農業集落排水は、簡単に言うと農村部における下水道施設であり、公共下水道の仕組みと同じだと思っていただければよい。公共下水道は、国土交通省の所管事業であり、農業集落排水は農林水産省の所管事業であり、国の所管省庁が違う。また、整備される地区は公共下水道が

市街化区域や市街化調整区域の一部。農業集落排水は農村部における、田畑や農業用の水路などの水質を守る目的で設立された事業である。

【C委員】

102 ページ生活排水処理体制について、下の表のし尿で、公衆便所直営となっているが、この直営というのはどういうことか。

【事務局】

公衆便所で、し尿収集しないといけない箇所が2ヶ所ある。具体的には、長砂町の運動公園の中に公衆トイレが1ヶ所、弓ヶ浜駅の中に公衆トイレが1ヶ所ある。ここを市が直営で収集している。

【C委員】

111 ページの(3)の浄化槽維持管理状況について、法定検査受検率が59.9%ということで、逆に4割の人が1回もされていない。このことについて何か検討しているのか。ペナルティと言えば大それたことになるが。

【事務局】

市も鳥取県と今協議をしながら、この受検率向上に向けて、対策を検討しているところである。ご指摘どおり、水質管理が機能していないというのは良くないことなので、検討を進め、対策を考えていきたい。

【会長】

受検率が約60%ということだが、この数字は合併浄化槽と単独浄化槽を合わせた数字か。それとも、そのどちらかか。できれば、両方の数字を示していただきたい。示していただくと対策の方法が見えてくると思う。

【事務局】

今、それが分かる資料を持ち合わせていないので、調べ次第報告させていただく。

【D委員】

受検率について、周辺の自治体の受検率の情報はあるのか。

【事務局】

令和6年度の数字ではないが、令和5年度は、鳥取県東部地区が66.7%、中部地区が60.6%、西部地区が56.3%で、本市は51.7%である。

【会長】

参考までに、下水道法ではどのようなペナルティがあるのか。

【事務局】

下水道法ではなく、浄化槽法に罰則規定があり、保守点検や清掃が定められた基準に従って行われなかったとして、都道府県知事に改善措置や使用停止を命じられたのにも関わらず、この命令に違反した場合は、6ヶ月以下の懲役又は100万以下の罰金。行政庁から浄化槽の保守点検や清掃に関して報告を求められたにも関わらず報告をしなかったり嘘の報告をした場合は、30万以下の罰金。設置後の水質検査及び定期検査に関して都道府県知事からの命令に従わない場合、30万円以下の過料。また、行政庁の立ち入り検査を拒んだり妨げたり、質問に答えなかったり、または嘘の答えをした場合は30万円の罰金というのがある。

【会長】

今のを伺っていると、行政庁が何か指示を出した、命令をした、それについて従わなかったら、法に基づくペナルティを課することができるということだが、県が指示を出しているようなことはあまり聞いたことがない。県が指示を出しているのか、出していないのか、もしわかれば教えていただきたい。

【事務局】

担当課（営業課）に確認してみる。

【会長】

よろしくお願ひしたい。

それでは、生活排水処理基本計画の件については、このとおりとする。

～事務局説明（資料 2 - 2 ・ 資料 2 - 3）

【A 委員】

123 ページの類似団体のごみ排出量について、類似団体の定義を記載してはどうか。

【事務局】

類似団体の定義をこの資料に加える。

【B 委員】

類似団体の比較について、平均値よりも高いところは、削減の方法を考えないといけない。

【事務局】

ご指摘のとおり、この度の計画をもって、重点的に対応しなければならないと考えている。

【会長】

先ほど、本計画の（ごみの削減）目標を達成すると、（年間）2000 万ぐらい経費削減になるということだったが、大きな数字だと思う。

【C 委員】

64 ページの上の「8 不法投棄・ポイ捨て対策について」と、「9 効果的な周知・啓発について」だが、8 の表記と整合性を取るには、9 も、言い出しは、「市民アンケートの結果では」にした方がよいのではないか。

【事務局】

ご指摘のとおり、修正する。

【会長】

新しいクリーンセンター（稼働）の計画は、令和何年からか。

【事務局】

令和 14 年度からの予定で進んでいる。

【会長】

おそらく、この計画の次ぐらいから新しいクリーンセンターに向けて、処理基本計画に何か盛り込むような話になると思うが、今回は考えていないのか。

【事務局】

この計画は令和 12 年度までの計画であり、具体的には書いていない。

【事務局】

補足になるが、92 ページに、令和 14 年度以降の圏域における施設の整備については、鳥取県西部広域行政管理組合及び構成市町村とともに協議を進めるとしている。

【E 委員】

21 ページ及び 22 ページに、「行なったため」と書いてあるが、送り仮名の「な」はいらないと思う。

【事務局】

全編通して修正する。

【B 委員】

97 ページの市民の役割について痛感している。「無駄なものを買わない。」「繰り返し使用できる商品、耐久性に優れた商品、再生利用が容易な商品を選ぶ。」安物買いの銭失いをして結局ごみが増えてくるという感じが、やっとわかるような年齢になってきた。ここのところをもっと前面に強調していただきたい。

【会長】

最近のニュースで、リチウムバッテリーが電車で発火して怪我したとか、ごみ処理場で爆発して作業員の方がケガしたとか聞く。充電式電池が普及してきて、我々も含めて、行政として、これからどうすればよいか、意見をいただければ。

【事務局】

ごみ分別収集カレンダーで、リチウムイオン電池の回収方法について、市民向けの案内を行っている。基本的には J B R C に加盟しているメーカーのものであれば、電気店、大型電気店で回収できるので、そちらに持ち込むように案内している。ただし、膨らんだりして電気店等で回

収できないものはクリーン推進課で受け取っている。各市町村に処理責任があるので、今後は、市が収集する回収体制について検討していくことを考えている。

【会長】

今回のこの計画には、このことは入らないのか。

【事務局】

今回の計画では、83 ページに記載している。国や他自治体の情報を集め、本市の実情に合わせた処理システムの構築を掲げている。そこで、回収できる体制について現在検討しているところである。

【F 委員】

80 ページから循環型社会の実現のための施策ということで、82 ページからいろいろな取り組みが書いてある。例えば 1-1 の四角の中の「生ごみの水切りを周知し生ごみの減量を推進します」とあるが、これをいつ誰がどこでというところについて、アクションプランのようなものはあるのか。

【事務局】

これを何年度にやるというものは今は持ち合わせてはいないが、毎年実行計画を年度当初に策定している。新しい計画についても、そのようなやり方というふうに考えている。

【会長】

本日の意見等を反映して、パブリックコメントに出したいと思う。よろしいか。(異議なし)
それでは本日の議題は終了する。

(3) その他

【事務局】

し尿の処理手数料の改定については、本日決定いただいた答申内容を、10 月に答申していただきたい。また、一般廃棄物処理基本計画については、本日の意見をまとめ、米子市一般廃棄物処理基本計画案として、パブリックコメントを募集する。期間は、10 月下旬から 11 月末くらいまでの予定。その後パブリックコメントに基づき、修正等があれば、事務局で修正案を作成し、次回第 4 回米子市廃棄物減量等推進審議会でも修正案を再度審議いただく予定。第 4 回の開催時期は、来年の 1 月ごろを予定している。

以上